

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和7年度営繕積算システムRIBC2賃貸借	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和7年4月1日	一般財団法人建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	4010405010399	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 (一財)建築コスト管理システム研究所は、公共建築のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究及び開発等を行い公共建築のコスト管理システムの近代化を推進することを目的に設立され、公共建築の積算等に関して高度な専門知識を持つ人材を有する研究所である。 同研究所の「営繕積算システムRIBC2」は、各府省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改定及び市場単価の追加に的確に対応している。また、間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど公共建築工事の積算においてその使用に耐えうる性能を有する唯一の積算システムである。 なお、同システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」の意向を基に同研究所が開発し、著作権を有して、システムの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っている。	-	2,700,280	-	-	
登退庁表示システム保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町1-7-1	令和7年4月1日	日本コムシス株式会社 東京都品川区東五反田2-17-1	4010701022825	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、登退庁表示システムの性能、機能を原状または運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とする。 本業務内で、登退庁表示システムのサーバに対し、セキュリティの向上を目的として、アップデート作業を行う。衆議院LANに接続されている本設備のセキュリティを担保するためには必要不可欠な作業である。 本設備は、設置時に衆議院独自の要求仕様に合わせるため、開発者の独自の技術を以って開発されている。また、参議院との連動制御が含まれている。前記の理由により、点検整備に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 点検整備時に不具合が発見された場合、かつ、万一の故障等の対応時における臨機の措置に関しても、前記の理由により、当該設備を設計・開発した当該相手以外では不具合箇所が特定できない等、即時対応が困難である。また、障害が発生すると、本院内はもとより、参議院に対する影響は大きなものとなる。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、または、非常に短い時間の内で、設備全体の使用に支障をきたすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・開発・設置した当該相手方以外にはない。	-	1,557,600	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
本館構内防犯カメラ設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	パナソニックコネク ト株式会社 東京都中央区銀座 8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、衆議院本館構内の防犯カメラ設備の性能、機能を原状又は 運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させること を目的とした保守点検業務である。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、 競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそ れがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせ、設計・開発してお り、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって稼働しているた め、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有 技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっ ては限られた期間内、又は非常に短い時間の内で、設備全体の使用に 支障を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・ 製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。 本設備の設置工事はパナソニックシステムネットワークス株式会 社が落札し、平成25年3月19日付で契約を締結し、施工した。 なお、同社は事業再編に伴う商号変更を行い、平成29年4月1日 にパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社として、 令和4年4月1日にパナソニックコネクト株式会社として業務を継承 している。 以上の理由によりパナソニックコネクト株式会社と随意契約を行う ものである。	-	7,697,800	-	-	-
本館本会議場・第一委員室テレビ 中継用カメラ装置一式貸借（再 リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	みずほ東芝リース株式 会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、本館本会議場・第一委員室テレビ中継用カメラ装置の借入 期間4年間を前提として、I B J L東芝リース株式会社と令和元年10 月10日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するもので あって、競争を許さないことから、当該相手方と随意契約を行うもの である。 なお、I B J L東芝リース株式会社は、令和2年1月1日付で社名を みずほ東芝リース株式会社と変更している。 当初契約の借入期間は令和6年1月31日をもって終了しているが、継 続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,684,584	-	-	-
分館第十一・第十四委員室テレビ 中継用カメラ装置一式貸借（再 リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井 町4-1	7010601037788	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十一・第十四委員室テレビ中継用カメラ装置の借入 期間4年間を前提として、平成29年9月22日に一般競争入札において落札 した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して 借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うもの である。 当初契約の借入期間は令和4年1月31日をもって終了しているが、継 続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	4,620,000	-	-	-
分館第十七・第十八委員室テレビ 中継用カメラ装置一式貸借（再 リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	みずほ東芝リース株式 会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十七・第十八委員室テレビ中継用カメラ装置の借入 期間4年間を前提として、I B J L東芝リース株式会社と平成30年9月 27日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであ って、競争を許さないことから、当該相手方と随意契約を行うものであ る。 なお、I B J L東芝リース株式会社は、令和2年1月1日付で社名を みずほ東芝リース株式会社と変更している。 当初契約の借入期間は令和5年1月31日をもって終了しているが、継 続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,539,648	-	-	-

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
本館第三・第五委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借（再リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	みずほ東芝リース株式 会社 東京都港区虎ノ門 1-2-6	4010701026198	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、本館第三・第五委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間を前提として、みずほ東芝リース株式会社と令和2年9月11日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、当該相手方と随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は令和7年1月31日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	7,441,500	-	-	
分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置一式賃貸借（再リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	三井住友トラスト・パ ナソニックファイナ ンス株式会社 東京都港区芝浦 1-2-3	1010001146146	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、分館第十二・第十三委員室テレビ中継用カメラ装置の借入期間4年間を前提として、平成27年9月15日に一般競争入札において落札した当該相手方と、同日付で契約締結した当初契約の機器を継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。 当初契約の借入期間は令和2年1月12日をもって終了しているが、継続して使用する必要があるため再リースを行う。	-	1,203,048	-	-	
平成30年度衆議院インターネット審議中継システム用ソフトウェア借入（再リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	ビット・パーク株式会 社 東京都目黒区緑が丘 2-5-10	4013201007560	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 原契約として、「平成30年度衆議院インターネット審議中継システム用ソフトウェア借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提としたソフトウェアの賃貸借及び保守の契約締結を平成30年10月4日付で、また機能追加に伴う変更契約締結を令和4年9月28日付で行った。 上記の借入期間は、令和4年11月29日までであったが、引き続き継続使用を行うため、再リースを行った。 本案件において継続使用を行うため、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで引き続き再リース及び再保守を行う。 令和7年度においてもソフトウェアを継続して借入するものであって、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	5,412,528	-	-	
衆議院パソコン等情報端末機器整備業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院LANには、本院の重要な業務システムが複数稼働しており、また、情報公開や情報収集に用いるインターネット回線が接続されているため、安全で確実な稼働が求められている。本業務は、衆議院LANと接続するパソコン等情報端末機器を、議員の退職及び各会派の異動並びに職員の人事異動等に伴い、設置・移設・撤去等の整備を行うものである。 衆議院LANの安全で確実な稼働のためには、本業務における端末設定において、ADの識別情報や個別アプリケーションの設定、OSやアプリケーションのパッチの適用状況等について、衆議院LAN総合運用管理業務（以下「総合業務」という。）におけるネットワークや機器の設定と厳密に整合性を取りながら業務を実施していく必要がある。また、衆議院LANの重要性に鑑み、総合業務では、障害発生時に際し、臨機に措置し、即時対応する事が求められており、本業務にも総合業務との密接な連携が必須となる。 そのため、本院のネットワーク設定やセキュリティ設定及び本院の制度・事情などの制約条件を熟知した総合業務の受託者と同一の者が本業務を実施する必要があり、本業務を確実にかつ安全に履行できる者は、当該相手方以外にはなく、随意契約を行うものである。	-	10,800ほか	-	-	単価契約 4,046 千円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入（平成27・令和2年度更改）（再リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項 第二号 原契約として、「平成27年度衆議院インターネット審議中継シ ステム機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を前提 とした機器等の賃貸借及び保守の契約締結を平成27年10月16日 付で行った。 上記の借入期間は、令和元年12月10日までであったが、引き続 き継続使用を行うため、再リースを行った。 同じく原契約として、「令和2年度衆議院インターネット審議中継 システム機器一式借入」の案件にて、当該相手方と借入期間4年間を 前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約締結を令和2年6月2日付 で行った。 上記の借入期間は、令和6年7月31日までであったが、引き続き 継続使用を行うため、再リースを行った。 両案件において継続使用を行うため、令和7年4月1日から令和8 年3月31日まで引き続き再リース及び再保守を行う。 令和7年度においても機器等を継続して借入するものであって、競 争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	22,251,108	-	-	
警備用・防災用無線設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	スイス通信システム株 式会社 東京都江東区東陽 5-28-6	5040001003497	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件は、電波法令の基準に基づき無線設備の機能を常に正常な状態 を保持し、かつ、その機能が発揮しうるよう適正で計画的な点検を行 うとともに、年間を通じ、突発的な障害排除等の即時対応を実施し、 安全な警備体制及び防災体制を確保することを目的とした保守点検業 務である。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の保守点検であり、 競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそ れがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって制御されてい るため、点検整備に際して、不具合が発見された場合における臨機の 措置は、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知してい る者でなければ実施できない。 当該相手方は、設置工事を一般競争入札において落札し、平成23 年10月31日付で契約を締結し、本設備の構築・施工・設置を実施 した。その際、事務総長の代理人として総務省への法定事務手続を代 行して本設備の構成等も熟知している。したがって、本契約の目的を 安全確実に履行でき、万一の臨機対応が可能なのは当該相手方以外に ない。 以上の理由によりスイス通信システム株式会社と随意契約を行うも のである。	-	2,200,000	-	-	
通信抑止装置レンタル業務等一式	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	株式会社テレ・ポーズ 東京都中央区日本橋久 松町 11-6	9010001182588	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、安全保障に関する特定秘密の漏えい防止を目的に、所定 のエリアにおいて通信の抑止を行うものであり、秘匿性の高い業務で あることから、平成26年9月12日に指名競争入札により落札した 株式会社マクロスジャパンと同日付で契約締結し、機器類の借入を随 意契約にて継続してきた。 なお、株式会社マクロスジャパンは、平成29年4月3日に当該相 手方を設立し事業譲渡している。 本設備は、特定秘密に関わる設備であり点検整備に際して不具合が 発見された場合における臨機の措置は、機器の構成・性能等を含む専 門的かつ固有技術を熟知している者でなければ実施できない。 本業務を確実に履行できる者は、当該相手方以外にはないことか ら、株式会社テレ・ポーズと随意契約を締結することとしたい。	-	3,194,400	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
令和2年度衆議院LAN用サーバ 機器一式借入（再リース）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項 第二号 令和2年10月12日付「令和2年度衆議院LAN用サーバ機器一 式借入」において借り入れた機器については、令和6年11月29日 付契約において令和6年度末まで継続使用することとしている。 本件は、現在使用中の契約物品に係る賃貸借及び保守を令和7年度 も継続するための契約を行うものであり、競争を許さないことから、 随意契約を行うものである。	-	78,164,130	-	-	
特殊電話交換設備保守点検	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	沖電気工業株式会社 東京都港区芝浦 4-10-16	7010401006126	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本業務は、本院構内に設置してある特殊電話交換設備が常に正常な 状態を保持し、かつ、その機能を発揮しうるよう保守点検を行うもの である。 同設備が故障による停止又は重大な機能低下を引き起こした場合の 影響に鑑み、遠隔障害監視を行い、迅速な対応を可能としている。 本業務の保守・監視対象となる交換設備は、議員の活動、国会事 務、議事運営、警備連絡用等の多用途に使用されており、ひとたび障 害が発生すると本院内はもとより、各関係機関に対する影響は大きな ものとなる。そのため、適正で計画的な保守点検を実施することによ り、その機能を維持することとともに、設備の状態を正しく捉え、障 害の発生をできるだけ早期に予知、検知し、適切な保全を行う必要が ある。さらには、突発的な故障による停止又は重大な機能低下に対し て、必要部材の調達までも含めた、迅速な対応が要求される。これ ら対応は、必須の要求である。 本設備は用途別の複数の交換機で構成され、各交換機において本院 独自の仕様が施されており、かつ、交換機間・付属機器間での連携制 御及び中央制御部等において、製造者特有の性能・機能・固有制御技 術も組み込まれており、これら技術的な特殊要素を含めた的確な判断 を要求している。 当該相手方は、本業務対象交換機全ての製造者であり、要求仕様の 確保、的確な設備診断の確保、迅速性の確保ができ、業務を円滑かつ 適切に遂行できる。従って本業務については本設備に精通し、その技 術的対応システムを構築している製造者である当該相手方と契約する 必要がある。	-	8,130,760	-	-	
衆議院LANデータアクセスシ ステム外機器等一式（令和7年度保 守）	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年4月1日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 衆議院LANデータアクセスシステムは、「インターネット」と 「衆議院立法情報ネットワーク」との接続を可能にするもので、これ により種々情報の検索・収集や情報発信を簡便かつ効率的に行うこと を実現しており、議員の立法調査活動に資すると共に、事務局等の調 査支援業務及び事務処理の効率化・高度化を図り、また「衆議院ホー ムページ」の公開を通じて、本院の諸活動を国民一般に広め、「開か れた国会」を実現することを目的として導入したものである。イン ターネットシステムについては平成8年度に、LANデータアクセス システムについては平成9年度にそれぞれ当該相手方と契約し構築し たもので、その後、平成12年度より平成25年以降も逐次更新及び システムの機能追加等を当該相手方と契約し整備を図り、継続運用し ている。 その後、令和3年8月30日付契約の「衆議院BB利用システム用 機器一式調達」において機器の調達、令和4年4月1日付契約の「議 員会館議員室Wi-Fi整備工事」においては機器等の調達、設置等 を行い運用している。 しかし、両案件とも保守及びサポート等行われないため、ソフト ウェアの脆弱性、セキュリティ上の脅威にさらされることから、調達 物品に対し保守及びサポート等を行うものであり、競争を許さないこ とから、随意契約を行うものである。	-	4,688,640	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
衆議院LAN用職員パソコンOS アップデート検証及び職員テレ ワークシステム構築業務	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年6月2日	東日本電信電話株式会 社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項 第二号 本業務は、衆議院LANに接続する職員パソコンのOSをアップ デートするに当たり、効率的かつ確実なアップデートを実現するた めの動作検証、本院環境下で使用するために必要となるパラメータの設 計及び複製用のマスターデータ作成等を行うとともに、職員テレワ ークシステムについて、新機器類の設定及びシステム構築を行うもの である。 職員パソコンは、議員の活動をサポートする本院職員等が使用する ものであるため、確実にOSがアップデートされ、適用後も安定動作 することが強く求められる。このため、事前に細部にわたって動作検 証及び各種パラメータの調査を行い、本院各システムとの連携を考慮 した上で綿密な設計等を行うことが不可欠となる。 また、職員テレワークシステムについてもその設計・構築に当たっ ては、調達した機器に対して既存のサーバ等との連携や一元的な管理 を考慮した設計等を行う必要がある。 さらに、職員テレワークシステムは外部から衆議院LANの職員パ ソコンに接続するため、軽率な設計・構築は、外部からの攻撃を可能 にしうる脆弱性を招きかねないことから、セキュリティに十分配慮し た上で、既存システムとの連携を図る必要がある。 したがって、本業務は、職員パソコン等の導入に当たり設計を行 い、衆議院LAN及び各システムの構築及び設定等を熟知するととも に、本院におけるシステムセキュリティの基本方針を十分に理解した 当該業者が実施する必要がある。	-	62,480,000	-	-	
衆議院LANシステムの機能増強	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年11月10日	N T T 東日本株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項 第二号 本業務は、衆議院LANの基幹部分を構成する議員系システム、職 員系システム、セキュリティシステム、職員系サービス監視システム 及び立法情報ネットワーク等の各システムの機能を増強するものであ り、その設計・構築に当たっては、既存のサーバ機器類や各システム 等との連携や一元的な管理等を考慮する必要があることから、過去に 既存のサーバ機器類を構築していない業者に委託する場合、既存シス テムの解析等に多大な時間と費用を要するほか、業務継続性やセキュ リティの観点からも重大なリスクを伴うこととなる。 また、今回、機能増強を行う各システムは、衆議院LAN用パソ コンやLANデータアクセスシステム等、衆議院LANを構成する様 々な機器類やシステム等とも密接に関連しており、トラブルを未然に防 止するためには、衆議院LANの運用管理業務とも密に連携を図った 上で本業務を実施する必要がある。 さらに、衆議院LANは、国会議員の活動をサポートするための サービス提供も担っているため、作業に当たり提供サービスを停止す ることには厳しい制約があり、既存システムへの影響を最小限に抑え つつ、順次切り替えを行うことが求められる。 したがって、本業務は、上記システム等の構築及び運用を行い、そ の構成及び設定等を熟知している当該業者が実施する必要がある。	-	334,400,000	-	-	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
議長・副議長公邸防犯カメラ設備 点検整備	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年11月14日	NEC ネットエスアイ 株式会社 東京都港区芝浦 3-9-14	6010001135680	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件はNEC ネットエスアイ株式会社が一般競争入札において落札、契約を締結し、設置工事を施工した設備の点検整備業務である。 本件は、対象設備の性能、機能を原状または運用上支障がない状態まで回復させ、併せて耐久性を向上させることを目的とし、実施するものである。 本設備は、警備上のセキュリティに関わる設備の点検整備であり、競争に付して公表することは、部外者に警備体制まで推測されるおそれがあり、衆議院の危機管理体制に重大な影響を与えかねない。 また、構築時に衆議院独自の要求仕様に合わせて、設計・開発しており、製造者でなくては知り得ない固有技術をもって稼働しているため、保守点検に際しては、機器の構成・性能等を含む専門的かつ固有技術を熟知している者が実施する必要がある。 従って、本設備は稼働中の設備であることから、その実施に当たっては限られた期間内、又は非常に短い時間の内で、設備全体の使用に支障を来たすことなく、安全確実に履行できる者は、本設備を設計・製造し、設置工事を施工した当該相手方以外にはない。	-	3,058,000	-	-	
令和3年度衆議院インターネット 審議中継システム機器一式借入 (再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和7年12月1日	NTT 東日本株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第12条第1項 第二号 本件の原契約は「令和3年度衆議院インターネット審議中継システム機器一式借入」であり、当該相手方と借入期間4年を前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約を令和3年9月10日付で締結し、令和7年11月30日に満了する。 本件は、今年度末まで継続使用を行うため、引き続き借入をするものであり、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	26,077,524	-	-	
令和3年度衆議院インターネット 審議中継システム用サーバ等機器 一式借入 (再リース)	支出負担行為担当官 衆議院庶務部副部長庶務 部会計課長事務取扱 元尾 竜一 東京都千代田区永田町 1-7-1	令和8年1月30日	NTT 東日本株式会社 東京都新宿区西新宿 3-19-2	8011101028104	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本件の原契約は「令和3年度衆議院インターネット審議中継システム用サーバ等機器一式借入」であり、当該相手方と借入期間4年を前提とした機器等の賃貸借及び保守の契約を令和3年11月26日付で締結し、令和8年1月31日に満了する。 本件は、今年度末まで継続使用を行うため、引き続き借入をするものであり、競争を許さないことから、随意契約を行うものである。	-	1,677,676	-	-	